

「広島市水道局基町庁舎で使用する電気」の質疑応答書

平成28年1月13日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札書関係 入札金額は税抜、税込どちらでしょうか。	入札説明書参照（9（3）（注）4）
2		内訳書を添付する必要がありますか。 必要の場合、 ・様式指定、様式任意のどちらでしょうか。 ・様式指定の場合、エクセルデータは頂けますか。 ・内訳書に押印は必要ですか。	入札説明書参照（9（3）エ） 入札説明書参照（8（2）） 入札附属書参照
3		入札書を送付する封筒作成方法に規定はありますか。（郵送、立会入札の場合のみ）	入札説明書参照（9（4）イ）
4		内訳書関係 内訳書で使用する単価（基本料金単価、従量料金単価）は税抜、税抜のどちらでしょうか。	入札附属書参照
5		基本料金積算時に力率割引を含める必要がありますか。	入札説明書参照（9（3）エ）
6		以下の端数処理について教えてください。 ・基本料金の端数処理 ・電力量料金の端数処理 ・月合計の端数処理 ・総価の端数処理 ・消費税の端数処理 ・税抜金額の端数処理 ・税抜金額から税込金額を算出する際の端数処理	入札説明書参照（9（3）エ）
7		仕様書関係 一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別を教えてください。	業務用高負荷率電力（高圧選択要綱）
8		予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ・種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか。 ・契約電力（kWh）を教えてください。	無
9		「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。	無

		<ul style="list-style-type: none"> ・契約電力(kW)を教えてください。 ・使用月、未使用月とその使用電力量(kWh) 	
1 0	<p>契約書関係</p> <p>一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>		<p>管轄電力会社の託送供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及びうる事項につき、契約書(案)第2条第2項のとおり、協議することは可能です。</p>
1 1	<p>契約途中で消費税が増税となった場合、増税を加味した変更契約の締結について協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>		<p>可能です。</p>
1 2	<p>入札対象施設の現供給者を教えてください。</p>		<p>中国電力(株)です。</p>
1 3	<p>現供給者が一般電気事業者の場合、開札から供給開始までの日数によっては切替が難しい場合がございます。開札以降に切替手続きをしても間に合うよう、当該地域の一般電気事業者と調整を行っておりますでしょうか。</p>		<p>切替日数等考慮して日程調整しております。</p>
1 4	<p>WEB請求書での請求は可能でしょうか。</p>		<p>現段階では不可です。</p>
1 5	<p>(計量日) 条文を以下に変更または追加していただくことは可能でしょうか。 『計量日は毎月1日午前0:00に行う。』</p>		<p>可能です。</p>
1 6	<p>(権利義務の譲渡) 条文を以下に変更または追加していただくことは可能でしょうか。 『ただし、予め書面により甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』 また、変更・追加不可の場合に覚書・協議書等での対応は可能でしょうか。</p>		<p>契約書の条文を変更または追加することはできません。 売掛債権の譲渡については、第6条ただし書の規定によるものとします。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。